

玉掛け技能講習 開催のご案内(郡山会場)

各 位

公益社団法人 ボイラ・クレーン安全協会
福島事務所 長



労働安全衛生法により、つり上げ荷重1トン以上のクレーン、移動式クレーン等の玉掛け業務に就く場合、「玉掛け技能講習」を修了する必要があります。

標記講習を次のとおり開催いたしますので、この機会に受講されますようご案内申し上げます。

1. 開催日時及び科目 【学科2日間・実技1日 計3日間】 (※実技は屋内施設で行います。)

区分	日程	対象者	時間	講習科目(時間)
学科 (2日間)	1月8日(火)	各コース共	8:45~17:15	オリエンテーション・クレーン等に関する知識(1H)・関係法令(1H)・クレーン等の玉掛けの方法(4H)・合図の方法(1H)
	1月9日(水)	○通常コース	9:00~17:15	力学に関する知識(3H) ※免除科目 免除コースの場合)・クレーン等の玉掛け方法(3H)・学科修了試験(16:15分から)
◎免除コース		13:00~17:15		
実技 (1日)	1月10日(木)	受講番号1~30	8:00~16:05 実技修了試験 16:10~	※両コースとも8時までに集合してください。 合図(1H)・クレーン等の玉掛け(6H) 実技修了試験(16:10分から2時間程度)
	1月11日(金)	受講番号31~60		

<実技はいずれか1日です。「受講票」にてご確認ください> ※開始の10分前に集合してください。

2. 学科・実技会場 … ボイラ・クレーン安全協会 福島事務所 (郡山市喜久田町卸3丁目39)

3. コース区分 … 次の資格を取得している方は、科目の一部免除を受けることができます。

◎免除コース 【免許】クレーン・デリック運転士、移動式クレーン運転士、揚貨装置運転士 【技能講習】床上操作式クレーン運転、小型移動式クレーン運転(特例講習含む)	○通常コース … いずれの資格もない方。
---	--------------------------------

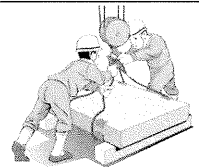
4. 申込方法等 … 【直接持参】必要書類に 受講料+テキスト代 を添えてお申し込み下さい。

【郵 送】必要書類と 受講料+テキスト代 を現金書留でお送り下さい。

【銀行振込】必要書類を郵送し、受講料+テキスト代 を下記へご送金下さい。

(注: お振込みの際の振込手数料はご負担下さい。又、領収証は発行されません。)

振込先: 大東銀行 富田支店 (普通) 3041580 公益社団法人ボイラ・クレーン安全協会 福島事務所



※受講日当日の申込み受付はしておりません。事前に申込書をファックス頂くと仮予約することが出来ます。

【必要書類等】① 申込書(証明写真1枚貼付け ※サイズ縦3.0cm×横2.4cm、正面、脱帽、背景無地、裏面氏名記入)

② 科目免除対象となる免許証又は修了証の裏表コピー … 3. コース区分(免除コースの方のみ)

③ 修了証送付用レターパックプラス(宛名明記、価格510円、A4サイズ) 1通

※平成30年9月開催講習会分より送付方法が変わりました。詳細についてはお問い合わせください。

【受講料・テキスト代】 … 下表該当項目の合計金額 (①+②)

① 受講料 (消費税込)

② テキスト代

□通常時間コース 21,600円

□一般1,650円 □不要(購入済)

□免除時間コース 19,440円

□※会員・学生1,350円

(科目免除の申請必須)

(申込書の勤務先等へ記入必須)

合計金額 (①+②) = 円

※会員の入会状況についてご不明な場合は、お電話にてご確認ください。

【申 込 先】 〒963-0547 郡山市喜久田町卸3丁目39番 公益社団法人ボイラ・クレーン安全協会 福島事務所

電 話(024)963-1855 FAX(024)963-1866 http://www.bcsa.or.jp

【申込締切り】講習初日より1週間前 又は、定員60名になり次第で締切ります。(受付状況はお電話にてご確認ください。)

5. 受講時にご準備いただくもの

(学科)・受講票・本人確認の証明書(自動車免許証・保険証・住民票等)(原本) ・科目免除対象の「資格証」(原本)

・筆記用具 ・福島事務所で交付した技能講習修了証(原本) ※統合を希望する場合のみ。回収いたします。

(実技)・受講票・作業服等(作業に適した服装)・安全靴・ヘルメット(貸出可)・軍手・筆記用具・呼び笛

6. 修了証の交付について … <窓口(当協会)交付開始日又は郵送受領の場合の発送日は、1月18日(金)です。>

所定の全科目を受講し、修了試験に合格されますと「修了証」を交付致します。

合格者には特に通知致しませんが、不合格となった方には最終受講日から5日以内に書面により通知いたします。

【労働基準法第6章「年少者」(危険有害業務の就業制限第62条)により、修了証は18歳に達してから有効です。】

7. その他 … (1)受講の変更・取消は、講習初日の1週間前までとし、以後の変更・取消の場合はご返金いたしません。

(2)遅刻・早退・一時退出者には修了証を交付いたしません。

(3)人材開発支援助成制度(建設労働者技能実習コース)をご利用の場合は、申込書欄外の【備考】4.に印を付けて下さい。後日、当協会より請求案内を送付致します。

(4)当協会では、受講中の不慮の事故に対し、「講習会等災害保証保険」に加入しております。

床上操作式クレーン運転技能講習 開催のご案内 (郡山会場)

各 位

公益社団法人 ボイラ・クレーン安全協会
福島事務所 長



労働安全衛生法により、つり上げ荷重5トン以上の床上操作式クレーン(※運転者が床上で運転し、荷と共に移動(クレーンの走行・横行共に移動)する方式)の運転業務に就く場合、クレーン・デリック運転士免許又は、標記の「床上操作式クレーン運転技能講習」を修了する必要があります。この機会に受講されますようご案内申し上げます。

1. 開催日時及び科目 【学科2日間・実技1日 計3日間】 (※実技は屋内施設で行います。)

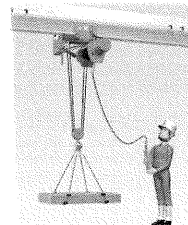
区分	日程	対象者	時間	講習科目(時間)
学科 2日間	1月15日(火)	各コース共	8:45~17:15	オリエンテーション 床上操作式クレーンに関する知識(6H)・関係法令(1H)
	1月16日(水)	○20時間コース	9:00~17:15	力学に関する知識(3H 免除科目@16Hコースの場合)
◎16時間コース		13:00~17:15	原動機及び電気に関する知識(3H) 学科修了試験(16:15分から)	
実技 1日	1月17日(木)	○20時間コース	8:00~16:05 実技修了試験 16:10~	合図(1H 免除科目@16Hコースの場合) 床上操作式クレーンの運転(6H) 実技修了試験(16:10分から2時間程度)
		◎16時間コース	9:05~16:05 実技修了試験 16:10~	

※開始の10分前に集合してください。

2. 学科・実技会場 … ボイラ・クレーン安全協会 福島事務所 (郡山市喜久田町卸3丁目39)

3. コース区分 … 次の資格を取得している方は、科目の一部免除を受けることができます。

◎16時間コース(免除コース) 【免 許】 移動式クレーン運転士、(旧)デリック運転士、揚貨装置運転士 【技能講習】 玉掛け、小型移動式クレーン運転(特例講習含む)	○20時間コース(通常コース) … いずれの資格もない方。
--	----------------------------------



4. 申込方法等 … 【直接持参】 必要書類に 受講料+テキスト代 を添えてお申し込み下さい。

【郵 送】 必要書類と 受講料+テキスト代 を現金書留でお送り下さい。

【銀行振込】 必要書類を郵送し、受講料+テキスト代 を下記へご送金下さい。

(注：お振込みの際の振込手数料はご負担下さい。又、領収証は発行されません。)

振込先：大東銀行 富田支店 (普通) 3041580 公益社団法人ボイラ・クレーン安全協会 福島事務所

※受講日当日の申込み受付はしておりません。事前に申込書をファックス頂くと仮予約することが出来ます。

【必要書類等】 ① 申込書(証明写真1枚貼付け ※サイズ縦3.0cm×横2.4cm、正面、脱帽、背景無地、裏面氏名記入)

② 科目免除対象となる免許証又は修了証の裏表コピー … 3. コース区分(免除コースの方のみ)

③ 修了証送付用レターバックプラス (宛名明記、価格510円、A4サイズ) 1通

※平成30年9月開催講習会分より送付方法が変わりました。詳細についてはお問い合わせください。

【受講料・テキスト代】 … 下表該当項目の合計金額 (①+②)

① 受講料 (消費税込)

② テキスト代

□20時間コース 30,240円	+	□一般1,650円 □不要(購入済)	=	合計金額(①+②) = 円
□16時間コース 25,920円 (科目免除の申請必須)		□※会員・学生1,350円 (申込書の勤務先等へ記入必須)		※会員の入会状況についてご不明な場合は、お電話にてご確認ください。

【申 込 先】 〒963-0547 郡山市喜久田町卸3丁目39番 公益社団法人ボイラ・クレーン安全協会 福島事務所

電話(024)963-1855 FAX(024)963-1866 http://www.bcsa.or.jp

【申込締切り】講習初日より1週間前 又は、定員20名になり次第で締切ります。(受付状況はお電話にてご確認ください。)

5. 受講時にご準備いただくもの

(学科)・受講票・本人確認の証明書(自動車免許証・保険証・住民票等)(原本) ・ 科目免除対象の「資格証」(原本)

・ 筆記用具・福島事務所で交付した技能講習修了証(原本) ※統合を希望する場合のみ。回収いたします。

(実技)・受講票・作業服等(作業に適した服装)・安全靴・ヘルメット(貸出可)・軍手・筆記用具・呼子笛(※20Hコースのみ)

6. 修了証の交付について … <窓口(当協会)交付開始日又は郵送受領の場合の発送日は、1月24日(木)です。>

所定の全科目を受講し、修了試験に合格されますと「修了証」を交付致します。

合格者には特に通知致しませんが、不合格となった方には最終受講日から5日以内に書面により通知いたします。

【労働基準法第6章「年少者」(危険有害業務の就業制限第62条)により、修了証は18歳に達してから有効です。】

7. その他 … (1)受講の変更・取消は、講習初日の1週間前までとし、以後の変更・取消の場合はご返金いたしません。

(2)遅刻・早退・一時退出者には修了証を交付いたしません。

(3)人材開発支援助成制度(建設労働者技能実習コース)をご利用の場合は、申込書欄外の〔備考〕4.に印を付けて下さい。後日、当協会より請求案内を送付致します。

(4)当協会では、受講中の不慮の事故に対し、「講習会等災害保証保険」に加入しております。

移動式クレーンの定期自主検査者に対する安全教育のご案内

(定期自主検査が適切に実施されるよう必要な知識を付与するための講習)

平成30年11月1日

各 位

公益社団法人 ボイラ・クレーン安全協会
福島事務所長



当協会の事業運営につきましては、平素から格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、労働安全衛生法に基づき移動式クレーンについては、設置後の月例検査、1年毎の定期自主検査を実施し、3年間の記録保存を行うことが義務付けられていることは、すでにご承知のとおりです。

厚生労働行政では、自主検査の適正、且つ有効な実施を期するため、自主検査業務従事者の判定業務等について必要な知識を付与する教育を関係機関に指示をしているところでございます。

当協会も、安全教育を行政機関のご指導に基づき、下記の実施要項により開催いたしますので、労働災害防止対策の上からも、この機会に受講されますようご案内申し上げます。

記

- 開催年月日 平成31年 1月23日 (水) 8:45 ~ 17:15 (学科1日)
- 開催場所 ボイラ・クレーン安全協会 福島事務所 (郡山市喜久田町卸3丁目39)
- 受講対象者 移動式クレーンの定期自主検査 に従事する方
- カリキュラム 定期自主検査の意義、関係法令及び災害事例(1時間)・フロントアタッチメントの検査知識(1時間)
・安全装置の検査知識(1時間)・荷重試験、給油一般の検査知識(1時間)・上部旋回体、下部走行体、アウトリガの検査知識(3時間) = 計7時間

- 申込方法等 【窓 口】 申込書に受講料+テキスト代を添えてお申し込み下さい。
【現金書留】 申込書を同封し、受講料+テキスト代をお送り下さい。
【銀行振込】 申込書を郵送し、受講料+テキスト代を下記へ送金下さい。※振込手数料はご負担下さい。
(※自主検査表、ステッカーをご購入の際は、合算してご送金ください。)

【振込先】 大東銀行 富田支店 普通預金 3041580
公益社団法人ボイラ・クレーン安全協会 福島事務所

【必要書類等】 ① 申込書 ② 写 真 1 枚 (サイズ 縦3.0cm×横2.4cm)
【定 員】 但し、定員40名になり次第締め切ります。(受付状況はお電話にてご確認下さい)
【申 込 先】 〒963-0547 郡山市喜久田町卸3丁目39番
公益社団法人ボイラ・クレーン安全協会 福島事務所
電話(024)963-1855 ・ FAX(024)963-1866 http://www.bcsa.or.jp

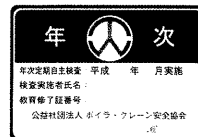
- 受講時にご準備いただくもの …本人確認の証明書(自動車免許証・保険証・住民票・パスポート等)、筆記用具
【すでに福島事務所で交付した安全教育修了証をお持ちの場合】
・安全教育修了証(原本)・1枚の修了証に統合を希望する場合は回収しますので、受講当日ご持参下さい。

- 受講料、テキスト代
(消費税込)

	受 講 料	テキスト代
一 般	12,960円	2,057円
当協会会員	10,800円	

※会員の入会状況についてご不明な場合は、お電話にてご確認ください。

- 修了証の交付について 所定の全科目を受講した方に、修了証(携帯型)を交付致します。



- 定期自主検査表(記録簿)の販売と「ステッカー」の無料配布と販売について

この教育を修了した方には、定期自主検査を実施した際にクレーンに貼り付けて表示する「年次定期自主検査ステッカー」をサンプルとして1枚(事業場単位で)差し上げます。

なお、定期自主検査表(460円 会員370円)、ステッカー(200円)をご購入の際は、受講申込書に購入枚数をご記入の上、受講料等と一緒に支払い下さい。 ☆納品は受講当日となります。

- そ の 他 (1)受講の取消は講習初日の1週間前までとし、以後の変更・取消の場合はご返金いたしません。
(2)当協会では、受講中の不慮の事故に対し、「講習会等災害保証保険」に加入しております。

クレーン運転業務特別教育 開催のご案内

各 位

公益社団法人 ボイラ・クレーン安全協会
福島事務所長

労働安全衛生法により、つり上げ荷重が5トン未満のクレーン又はつり上げ荷重が5トン以上の跨線テルハの運転業務に就くには、クレーン・デリック運転士免許者、床上操作式クレーン運転技能講習修了者又は標記の「クレーン運転業務特別教育」を修了する必要があります。

つきましては、次のとおり開催いたしますので、この機会に受講されますようご案内申し上げます。

1. 開催日時 【学科1.5日・実技0.5日 計2日間】

区分	12月開催	平成31年1月開催	対象者	時間	講習科目(時間)
学科 (1.5日)	12月25日(火)	1月28日(月)	各コース共	8:45~17:15	オリエンテーション (学科)クレーンに関する知識(3H)・関係法令(1H)・原動機及び電気に関する知識(3H)
	12月26日(水)	1月29日(火)	○通常コース	9:00~12:10	(学科)力学に関する知識(2H) (実技)合図(1H)※免除科目 免除コースの場合
実技 (0.5日)			各コース共	13:00~16:10	(実技)クレーンの運転(3H)
受付開始	10月上旬より	11月上旬より			

※開始10分前までに集合下さい。◎免除コースの方は、2日目の午前中が科目免除となります。(13時から受講下さい)

2. 学科・実技会場 … ボイラ・クレーン安全協会 福島事務所 (郡山市喜久田町卸3丁目39番)

3. コース区分 … ◎免除コース(10時間) … 次の資格を取得している方は、科目の一部免除を受けることができます。

【免許】移動式クレーン運転士、(旧)デリック運転士、揚貨装置運転士

【技能講習】玉掛け、小型移動式クレーン運転(特例講習含む)

○通常コース(13時間) … 前記いずれの資格もない方。

4. 申込方法 … 【窓口】申込書に受講料+テキスト代を添えてお申し込み下さい。

【現金書留】申込書を同封し、受講料+テキスト代をお送り下さい。

【銀行振込】申込書を郵送し、受講料+テキスト代を下記へ送金下さい。※振込手数料はご負担下さい。

【振込先】大東銀行 富田支店 普通預金 3041580 公益社団法人ボイラ・クレーン安全協会 福島事務所

【必要書類等】① 申込書 ② 写真1枚(サイズ 縦3.0cm×横2.4cm)

③科目免除対象となる資格(免許証又は修了証)のコピー … 3.コース区分(免除コースの方のみ)

【申込締切日】(1開催につき)定員40名になり次第、締め切ります。(受付状況はお電話にてご確認下さい)

【申込先】〒963-0547 郡山市喜久田町卸3丁目39 電話 024(963)1855 FAX 024(963)1866
公益社団法人 ボイラ・クレーン安全協会 福島事務所 <http://www.bcsa.or.jp>

5. 受講時にご準備いただくもの …

(学科)・受講票・本人確認の証明書(自動車免許証・保険証・住民票等) ・科目免除対象の「資格証」(原本)

【すでに福島事務所で交付した特別教育修了証をお持ちの場合】

・特別教育修了証(原本)・1枚の修了証に統合を希望する場合は回収しますので、受講当日ご持参下さい。

(実技)・受講票・作業服等(作業に適した服装)・ヘルメット(貸出可)・軍手・筆記用具

6. 受講料、テキスト代(消費税込) …

受講料		テキスト代
通常コース	免除コース	
一般 14,580円	一般 13,500円	一般 1,650円
※当協会会員 12,960円	※当協会会員 12,420円	※当協会会員・学生(職訓)割引 1,350円

※会員の入会状況についてご不明な場合は、お電話にてご確認ください。

7. 修了証の交付について … 所定の全科目を修了した場合には「修了証」を交付(即日)致します。

[労働基準法第6章「年少者」(危険有害業務の就業制限第62条)により、修了証は18歳に達してから有効です。]

8. その他 …(1)受講の変更、取消は、講習初日の1週間前までとし、以後の変更・取消の場合はご返金いたしません。

(2)人材開発支援助成制度(建設労働者技能実習コース)をご利用の場合は、申込書欄外の〔備考〕4.に印を付けて下さい。後日、当協会より請求案内を送付致します。

(3)当協会では、受講中の不慮の事故に対し、「講習会等災害保証保険」に加入しております。

普通第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習 開催のご案内

各 位

公益社団法人 ボイラ・クレーン安全協会
福島事務所 所長



労働安全衛生法により、第一種圧力容器(下記対象設備)を保有する事業場は、ボイラー技工免許または化学設備関係第一種圧力容器作業主任者技能講習 若しくは、標記の「普通第一種圧力容器作業主任者技能講習」を修了した者のうちから、第一種圧力容器作業主任者を選任することが義務付けられております。

圧力を保有する設備を安全に取り扱うには、圧力容器の構造や性能及び取扱いに関する正しい知識を十分身につける必要があります。保守管理についても的確に行うことが重要になっております。

作業主任者の選任の有無に関わらず、日常的に設備を取り扱っておられる方につきましても、この機会に標記講習を受講されますよう、ご案内申し上げます。

1. 開催日時及び科目 … 【学科 2日間】

区分	日数	日程	時間	講習科目(時間)
学 科	第1日	1月30日(水)	8:45~9:00	オリエンテーション
			9:00~17:15	構造に関する知識(5H)、関係法令(2H)
	第2日	1月31日(木)	9:00~16:10	取扱に関する知識(5H)、学科修了試験(15:10分から)

2. 学科会場 … ボイラ・クレーン安全協会 福島事務所 (郡山市喜久田町卸3丁目39)

3. 対象設備 … 労働安全衛生法施行令第1条第5号にあげる第一種圧力容器

第一種圧力容器は、大気圧における沸点を超える温度の液体を保有する装置です。その作用により下記のように区分されます。

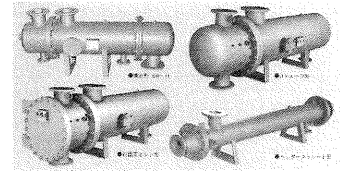
○加熱器 (熱交換器、ストレージタンク、蒸発器、滅菌器、加硫器、染色器等)

[内容積が5m³を越えるもの]

○反応器 (反応器、オートクレーブ等) [内容積が1m³を越えるもの]

○蒸発器 (蒸発器、抽出器、蒸留器等) ["]

○アキュムレータ (スチームアキュムレータ、フラッシュタンク、脱気器等) [内容積が1m³を越えるもの]



熱交換器(液体加熱器)

4. 申込方法等 … 【直接持参】必要書類に 受講料+テキスト代 を添えてお申し込み下さい。

【郵 送】必要書類と 受講料+テキスト代 を現金書留でお送り下さい。

【銀行振込】必要書類を郵送し、受講料+テキスト代 を下記へご送金下さい。

(注：お振込みの際の振込手数料はご負担下さい。又、領収証は発行されません。)

振込先：大東銀行 富田支店 (普通) 3041580 公益社団法人ボイラ・クレーン安全協会 福島事務所

※受講日当日の申込み受付はしていません。事前に申込書をファックス頂くと仮予約することができます。

【必要書類等】① 申込書(証明写真1枚貼付け ※サイズ縦3.0cm×横2.4cm、正面、脱帽、背景無地、裏面氏名記入)

② 修了証送付用レターパックプラス (宛名明記、価格510円、A4サイズ) 1通

※平成30年9月開催講習会分より送付方法が変わりました。詳細についてはお問い合わせください。

【受講料・テキスト代】

○ 非 会 員 の 方 … 受講料 10,800円 + テキスト代 1組 2,330円 = 計 13,130円

◎ 会 員 ・ 学 生 の 方 … 受講料 10,800円 + テキスト代 1組 2,110円 = 計 12,910円

(申込書の勤務先等へ記入必須)

【申 込 先】〒963-0547 郡山市喜久田町卸3丁目39番 公益社団法人ボイラ・クレーン安全協会 福島事務所

電 話(024)963-1855 FAX(024)963-1866 http://www.bcsa.or.jp

【申込締切り】講習初日より1週間前 又は、定員50名になり次第で締切ります。(受付状況はお電話にてご確認下さい。)

5. 受講時にご準備いただくもの

(学科)・受講票 ・本人確認の証明書(自動車免許証・保険証・住民票等)(原本) ・筆記用具

・福島事務所で交付した技能講習修了証(原本) ※統合を希望する場合のみ。回収いたします。

6. 修了証の交付について <窓口(当協会)交付開始日または郵送受領の場合の発送日は、2月7日(木)です。>

所定の全科目を受講し、修了試験に合格されますと「修了証」を交付致します。

合格者には特に通知致しませんが、不合格となった方には最終受講日から5日以内に書面により通知致します。

[労働基準法第6章「年少者」(危険有害業務の就業制限第62条)により、修了証は18歳に達してから有効です。]

7. その他 … (1)受講の変更・取消は、講習初日の1週間前までとし、以後の変更・取消の場合はご返金いたしません。

(2)遅刻・早退・一時退出者には修了証を交付いたしません。

(3)当協会では、受講中の不慮の事故に対し、「講習会等災害保証保険」に加入しております。